

インターネット広告や投げ込みチラシを見て、不用品や粗大ごみの回収を依頼したところ「チラシよりも高額な料金を請求された」「事業者が一般廃棄物処理業の許可を持っていなかった」というトラブルが増えています。

【事例】

不用になった家具を処分するため、インターネット広告に出ていた「軽トラパック 1 万円、2 t トラックパック 3 万円」という事業者連絡し、量が少ないため軽トラパックでの回収を依頼した。作業当日、作業員 3 人が 2 t トラックで来たため、依頼内容と違うと伝えたが「回収量が分からなかったので 2 t トラックで来た」と言うだけで、料金の説明もなく家具の積み込みを始めた。積み込み終了後に「回収料金は 30 万円。広告の料金はトラックの基本料金だ」と言われて驚いたが、作業員に囲まれて怖くなり、その場で支払ってしまった。

アドバイス

- 一般家庭から出る不用品や粗大ごみは、自治体から委託または許可を得た事業者しか回収できません。回収を依頼する場合は、市ホームページに掲載されている一般廃棄物収集運搬業の許可業者の中から選びましょう。また、費用の内訳や追加料金の有無、キャンセル料について、事前に確認しておきましょう。
- 作業当日は、作業前に料金や作業内容を確認しまし



- う。その際に、料金や作業内容の変更を提案されて納得できない場合は、作業前にきっぱりと断りましょう。
- 見積もりを依頼した事業者とその場で契約した場合や、広告の料金と実際の料金が著しく違う場合などは、クーリング・オフできる可能性があります。
 - 不安に思った場合や、事業者とトラブルになったときは、消費者ホットライン(☎188)や消費生活センターに相談してください。

岡旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)